

核被害の惨状を風化させないために

～被爆二世訴訟が目指すもの～

1

2026/2/15 弁護士 在 間 秀 和



## 《長崎地裁・高裁、広島地裁・高裁は、 被爆二世問題にどう向き合ったか？》

2017/2 提訴（広島地裁・長崎地裁）

2022/12/12 長崎地裁判決

2023/2/7 広島地裁判決

2024/2/29 福岡高裁判決

⇒2025/1/22最高裁（第2小法廷）決定

2024/12/1 広島高裁判決

⇒2026/1/22最高裁（第1小法廷）決定

## 地裁・高裁の判決：請求棄却

- ➡ 「被爆二世」を援護法における「被爆者」として援護の対象とするかどうかは「国会の立法裁量」であり、憲法に反する立法不作為とは言えない。
- ① **被爆者援護法における「被爆者」は、原爆放射線による健康被害の可能性のある人**
- ② **原爆放射線による健康被害の遺伝的影響の可能性**は否定せず。  
可能性を指摘する見解は、通説的見解ではない。
- ③ 援護法における「被爆者」は「被爆時に生存していた人」「直接被爆した人」を対象 ⇒ 平等原則に反しない

## 「疑わしきは申請者の利益に」

科学的知見を踏まえることが重要であることは当裁判所ももとより否定するものではないが、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断に当たっては、原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができるか否かという観点から、科学的知見を用いるべきであり、例えば、これまで原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができると考えられていたけれども、最新の科学的知見により、その結論に疑義が生じたというのであれば、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するという結論を導く方向で用いるべきである。

# 《二世訴訟における裁判官は何故正面から向き合おうとしなかったのか？》

6

\* 原爆関連訴訟における裁判所の援護行政に対する厳しい姿勢

ex : 原爆症認定訴訟・在外被爆者訴訟・黒い雨訴訟 etc

⇒被爆二世問題にこうした姿勢が全く示されないのは何故か？

## 1 被爆二世に対する国による援護の必要性に、裁判官の感性が向けられなかった？

\* 他の戦後補償裁判等における雰囲気との相違

ex : 裁判所の“付言”

\* 原告らの請求に理解を示し行政を批判することの影響への配慮

少なくとも対象者は数十万人に上り、さらに三世・四世への発展も

\* 二世のおかれた状況に対する無理解

・ 基本的には“健康における不安”...深刻なものと受け止めず

⇒1957年の原爆医療法の制定においても、生存被爆者の健康不安が重要な要素であったは

.....戦後の時の経過が“原爆被害”についての認識を“風化”させたのか？

## 2 原爆放射線による被害の悲惨さ・深刻さに対する認識の欠如があるのか？

\* 例えば薬害・公害病訴訟等に対する裁判所の姿勢との対比

ex：スモン訴訟・水俣病・アスベストetc

本来ヒトの生命・身体等にとって役立つべきものが、逆にヒトの生命・身体を蝕む

⇒あってはならないこと（薬害はあってはならないもの）

事案によっては、時の壁（時効・除斥期間）を超えて救済

## ⇒原爆被害については？

\*当初は、人道に反する兵器の象徴的存在との認識

ex: 原爆訴訟に対する東京地裁判決 (1963/12/7)

〈原爆は国際法に反する反人道的兵器 = 核兵器は絶対悪〉

「原子爆弾のもたらす苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではなく、  
このような残虐な爆弾を投下した行為は、不必要な苦痛を与えてはならない  
という戦争法の基本原則に違反している」

⇒こうした認識があるからこそ、判決最後の“付言”に繋がる。

## 【1963/12/7 原爆訴訟判決における付言】

9

「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことはとうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たさなければならない職責である。しかもそういう手続においてこそ、訴訟当事者だけでなく原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法府及び立法に基づく行政の存在理由がある。戦後数十年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」

同じく「裁判所の職責ではない」という結論であっても、趣旨は全く異なる。

◎本来は、核兵器は許されざる反人道的兵器であり、それは絶対悪。人類で初めてその被害に遭った人たちに対しては、十二分の対処をべき、それによる影響が考えられるのであれば極力救済すべき、となるはず。

⇒しかし現在は、「核抑止論」が闊歩

(\*豊下楯彦「『核抑止論』の虚構」集英社新書)

唯一の戦争被爆国が、政策としてアメリカの核の傘に拠っている状況 「核兵器＝絶対悪」という理念からは出てこない。

逆に「核兵器は国家の安全保障にとって有用」となれば、それによる影響を極力軽視し、狭める方向に向かう。

⇒公然と「核共有論」から「核武装論」まで

…こうした認識が自然と裁判官の頭に植え付けられてきているのでは？

# 問題は何か？

- ▶ 原爆放射線による被害の深刻さを風化させてはならない。
- ▶ 人類がこれまで経験したことのない「特殊の戦争被害について、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかる」ために「国家補償的配慮」をもって対処すべき（1978/3/30：孫振斗裁判最高裁判決）

⇒ 『受任論』の克服

# 《国家責任としての戦争責任》

- 日本という国家は、自ら引き起こした戦争に対して、その被害者に国家責任として向き合ってきたのか？

象徴的には

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（1952年4月30日公布・4月1日施行）

「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」

東条英機の遺族にも年金。

国の政策により、戦争に軍人・軍属として関わった人たちについては、戦死者の遺族、戦傷者に対して、年金（最大年間2兆円、今日まで類型60兆円）

⇒空襲被害等の他の一般民衆の戦争被害者に対しては何の補償もなし

…裁判でも敗訴（**受忍論**）

cf：ドイツ・イタリアとの相違

## ○戦争の加害責任についても同じ

- サンフランシスコ条約により、一定のアジアの戦争被害国に対しては、それぞれの国との交渉で、敗戦国としての相手方国家に対する賠償（トータル約1兆円）。

戦争被害者個人に対しては頑なに拒否（従軍慰安婦・徴用工等）

- 戦後、被害を与えたアジア諸国との間の真の平和に向けた努力の欠如

# ○日本は未だに自らの戦争責任を 自らの責任で裁いていない。

14

- 「東京裁判」（極東国際軍事裁判） 1946/5/3～1948/11/12  
サンフランシスコ平和条約により受諾
- 「ニュルンベルグ国際軍事裁判」 1945/11/20～1946/10/1  
ドイツ政府は現在に至るまで、ニュルンベルク裁判は戦勝国に一方的に不法で裁かれた裁判として認めておらず、いかなる条約も受諾していない  
(戦勝国による敗戦国に対する裁判)  
cf：東京裁判におけるパル判事（インド）

## 【ドイツ】

- フランクフルト・アウシュビッツ裁判 1963/12/20～1965/8/10
- ドイツ・フランス共通歴史教科書（副教材・教員用手引書） 2006年  
ドイツ・ポーランド共通教科書の実現へ

日本：「未来をひらく歴史（東アジア3国の近現代史）」

（日中韓3国共通歴史教材委員会 2005年）

「学び、つながる 日本と韓国の近現代史」

（日韓共通歴史教材製作チーム 2013年）

○戦争の加害・被害の歴史に真摯に向き合っていないが故に、現在の“危機”に対し、主体的な対応ができない。

☆2026/2/5：「新戦略兵器削減条約」（新START）失効

核不拡散条約（NPT・1970年発効）下の最後の核軍縮条約がなくなる。⇒米口間の“理性”と“対話”…トランプに期待できるか？

★このような時こそ、唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶に向けた動きをリードすべき…「核兵器禁止条約」  
…正反対の“核共有” → “核武装” 論まで

※ 「『核抑止論』の虚構」 豊下櫛彦（2025年・集英社新書）

☆自らの手で、自らの戦争責任を  
問うことができる社会の実現へ

☆核兵器を絶対悪として、  
過去の原爆被害者に向き合い、  
核兵器廃絶に向けた国際的努力ができる  
社会の実現へ